



熊本県公報

号外 第 3 1 号
平成 27 年 5 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境保全課) 1
 - 熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 15

規 則

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 27 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 2 号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県環境影響評価条例施行規則(平成 12 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のよう
に改正する。

目次中 「第 1 節 方法書の作成等(第 4 条-第 11 条) 」「第 1 節 配慮書の作成
第 2 節 準備書の作成等(第 12 条-第 31 条)」を 第 2 節 方法書の作成
第 3 節 準備書の作成
等(第 3 条の 2-第 3 条の 9)
等(第 4 条-第 11 条) に、「第 3 節」を「第 4 節」に、「第 37 条」を「第 3
等(第 12 条-第 31 条) 」
7 条の 2」に改める。
第 34 条中「第 13 条」を「第 6 条」に改め、「及び」の次に「その」を加え、同条に
後段として次のように加える。
この場合において、同条中「条例第 6 条に規定する地域を管轄する市町村(以下「管
轄市町村」という。)の長」とあり、及び「管轄市町村の長」とあるのは「関係市町村
長」と読み替えるものとする。
第 37 条の次に次の 1 条を加える。
(評価書の公表の方法)
第 37 条の 2 第 9 条の 2 の規定は、条例第 23 条の規定による公表について準用する。
この場合において、第 9 条の 2 中「方法書」とあるのは「評価書」と、「管轄市町村」
とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。
第 2 章中第 3 節を第 4 節とする。
第 12 条第 2 項中「第 7 項まで」を「第 5 項まで及び第 7 項」に、「第 5 条第 1 項第 4
号」を「第 5 条第 1 項第 7 号」に改め、「第 13 条第 1 項第 5 号」の次に「と、第 4 条
第 7 項中「条例第 5 条第 2 項」とあるのは「条例第 13 条第 2 項において準用する条例第
5 条第 2 項」を加え、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰
り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。
3 第 4 条第 6 項の規定は、条例第 13 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項について準用
する。この場合において、第 4 条第 6 項中「条例第 6 条に規定する地域」とあるのは「
関係地域」と読み替えるものとする。
第 13 条を次のように改める。
(準備書の送付部数)
第 13 条第 6 条の規定は、準備書及びその要約書の送付部数について準用する。この場
合において、同条中「条例第 6 条に規定する地域を管轄する市町村(以下「管轄市町村」
という。)の長」とあり、及び「管轄市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と読み
替えるものとする。
第 16 条の次に次の 1 条を加える。
(準備書の公表の方法)
第 16 条の 2 第 9 条の 2 の規定は、条例第 15 条の規定による公表について準用する。
この場合において、第 9 条の 2 中「方法書」とあるのは「準備書」と、「管轄市町村」
とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。
第 17 条を次のように改める。
(準備書説明会の開催の日時及び場所)
第 17 条第 9 条の 3 の規定は、条例第 16 条第 1 項の規定による準備書説明会について
準用する。この場合において、第 9 条の 3 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
 - (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- 第2章中第1節を第2節とし、同章に第1節として次の1節を加える。
- 第1節 配慮書の作成等
(計画の立案の段階における決定事項)
- 第3条の2 条例第4条の2の規則で定める事項は、対象事業が実施されるべき区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。
- (配慮書の記載事項)
- 第3条の3 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、条例第4条の6の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要とする。
- 2 事業者は、条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の一般の意見についての当該事業者の見解を記載するよう努めるものとする。
- (配慮書の送付部数)
- 第3条の4 配慮書の送付部数は、知事に対するものにあつては60部を基準として知事が定める部数とし、条例第4条の4に規定する市町村長に対するものにあつては当該市町村長の意見を聴いて知事が定める部数とする。
- (配慮書の公表の方法)
- 第3条の5 事業者は、配慮書を作成したときは、当該配慮書及びこれを要約した書類を次に掲げる方法により公表するものとする。
- (1) 対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受けると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して適切な場所を定めて縦覧に供すること。
- アイ 事業者の事務所
ウ 県の庁舎その他の県の施設
エ アからウまでに掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
- (2) 次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うこと。
- アイ 事業者のウェブサイトへの掲載
ウ 条例第4条に規定する地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。
- 2 前項各号に掲げる方法による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するため相応の期間を定めて行うものとする。
- (配慮書についての知事の意見の提出期間)
- 第3条の6 条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、90日とする。
- (配慮書についての意見の聴取)
- 第3条の7 事業者は、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めよう努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- 2 事業者は、対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。
- 第3条の8 事業者は、条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域の位置
- (4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
- (5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (6) 前号の書面の提出期限及び提出先その他書面の提出に必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載
- (2) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の公報又は広報紙への掲載及び当該市町村の掲示板への掲示
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
- (1) 事業者の事務所

- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合であつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
- 4 第1項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
 - (2) 県のウェブサイトへの掲載
 - (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。
- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の事業者が定める期間内に、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
 - (3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見（対象事業の廃止等の場合の公表の方法）
- 第3条の9 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - (1) 熊本県公報又は県の広報紙への掲載
 - (2) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市町村の協力が得られた場合であつては、当該市町村の公報又は広報紙への掲載及び当該市町村の掲示板への掲示
 - (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号
 - (4) 条例第4条の7第1項第3号に該当した場合にあつては、引継により新たに事業者となつた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 第45条第1項第1号中「その」を「、その」に改め、同項第3号中「及び内容」を削り、同項第6号中「その名称」を「、その名称」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「内容」を「項目、手法及び結果」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。
 - (8) 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - (9) 専門家の助言を受けた場合にあつては、その内容と専門分野等
- 第45条第1項第4号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。
 - (6) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- 第45条第1項第3号の次に次の1号を加える。
 - (4) 対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域その他の対象事業の内容に関する事項
- 第45条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。
 - 2 前項の規定により同項第9号に掲げる事項を記載するに当たっては、できる限り専門家の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。
 - 3 条例第23条の規定による公告を行つた事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、事後調査報告書に記載しなければならない。
- 第47条の次に次の1条を加える。
 - （事後調査報告書の公表の方法）
- 第47条の2 第9条の2の規定は、条例第34条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書及びその要約書」とあるのは「事後調査報告書」と、「管轄市町村」とあるのは「関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。
- 第50条を次のように改める。
 - （都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え）
- 第50条 条例第37条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2	事業者	都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第1項の県又は市町村（同法第22条

		第 1 項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)
	対象事業	対象事業が都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 4 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第 4 条の 3 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 4 条の 3 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 4 条の 3 第 1 項第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 4 条の 4	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 4 条の 5 及び第 4 条の 6	事業者	都市計画決定権者
第 4 条の 7 第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 5 条第 1 項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 5 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 項第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 5 条第 1 項第 6 号	事業者	都市計画決定権者
第 5 条第 1 項第 7 号	対象事業	都市計画対象事業
第 6 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 7 条から第 1 0 条まで	事業者	都市計画決定権者

第11条から第14条まで	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第15条から第20条まで	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項第3号	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第21条第2項及び第22条から第24条まで	事業者	都市計画決定権者
第25条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第26条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第27条	を行う	が行われる
	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
	前条第2項	第26条第2項
第28条	を行った	が行われた
第29条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

第50条の次に次の1条を加える。
 (都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え)
 第50条の2 条例第37条第1項の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第42条まで(第3条の9第2項第4号、第4条第7項、第39条第2項第4号、第41条及び第42条第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の2	条例第4条の2	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
	対象事業	都市計画対象事業
第3条の3第1項	条例第4条の3第1項第5号	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
	条例第4条の6	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
第3条の3第2項	事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の3第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
第3条の4	条例第4条の4	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の5第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
	条例第4条の4	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の6	条例第4条の5第1項	第50条の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の7	事業者	都市計画決定権者

	対象事業	都市計画対象事業
第 3 条の 8 第 1 項 各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	条例第 4 条の 6	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 6
第 3 条の 8 第 1 項 第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
第 3 条の 8 第 1 項 第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 3 条の 8 第 1 項 第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 3 条の 8 第 2 項 から第 5 項まで	条例第 4 条の 4	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 4
	事業者	都市計画決定権者
第 3 条の 9 (見出 しを含む。)	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 4 条の 7 第 1 項	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 7 第 1 項
	条例第 4 条の 4	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 4
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
	条例第 4 条の 7 第 1 項 各号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 7 第 1 項各号
第 4 条	条例第 5 条第 1 項第 2 号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 5 条第 1 項第 2 号
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 5 条第 1 項第 3 号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 5 条第 1 項第 3 号
	条例第 5 条第 1 項第 7 号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 5 条第 1 項第 7 号
	条例第 5 条第 1 項第 8 号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 5 条第 1 項第 8 号
	条例第 4 条の 6	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 6
	条例第 4 条の 2	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 4 条の 2
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 6 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 6 条
第 5 条	条例第 6 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 6 条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 6 条	条例第 6 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 6 条

第 7 条	条例第 7 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 7 条
第 8 条	条例第 7 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 7 条
	事業者	都市計画決定権者
第 9 条	条例第 7 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 7 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつてはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 6 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 6 条
	条例第 8 条第 1 項	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 8 条第 1 項
第 9 条の 2	条例第 7 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 7 条
	事業者	都市計画決定権者
第 9 条の 3	事業者	都市計画決定権者
	条例第 6 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 6 条
第 9 条の 4	条例第 7 条の 2 第 2 項	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 7 条の 2 第 2 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、そ の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 6 条	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 6 条
第 9 条の 5	条例第 7 条の 2 第 4 項	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 7 条の 2 第 4 項
	事業者	都市計画決定権者
第 1 0 条	条例第 8 条第 1 項	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 8 条第 1 項
第 1 1 条	条例第 1 0 条第 1 項	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 1 0 条第 1 項
	事業者	都市計画決定権者
第 1 2 条	条例第 1 3 条第 1 項第 1 号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 1 3 条第 1 項第 1 号
	対象事業	都市計画対象事業
	第 5 項まで及び第 7 項	第 5 項まで
	条例第 1 3 条の	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 1 3 条第 1 項の
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 5 条第 1 項第 7 号	第 5 0 条の規定により読み替えて適用される 条例第 5 条第 1 項第 7 号

	「条例第 13 条第 1 項第 5 号」と、第 4 条第 7 項中「条例第 5 条第 2 項」とあるのは「条例第 13 条第 2 項において準用する条例第 5 条第 2 項」	「第 50 条の規定により読み替えて適用される条例 13 条第 1 項第 5 号」
	条例 13 条第 1 項第 8 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 8 号
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
	条例 13 条第 1 項第 4 号	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 4 号
	条例 13 条第 1 項第 6 号イ	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 6 号イ
	条例 13 条第 1 項第 6 号ウ	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 6 号ウ
	条例 13 条第 1 項第 6 号エ	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 6 号エ
第 13 条	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 14 条及び第 15 条	条例第 15 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条
第 16 条	条例第 15 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条
	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 17 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 16 条の 2	条例第 15 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条
第 17 条	条例第 16 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 1 項
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 18 条	条例第 16 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 2 項
	条例第 6 条	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条
第 19 条	条例第 16 条第 2 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条第 2 項
	事業者	都市計画決定権者
第 21 条	条例第 17 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 1 項
第 22 条	条例第 19 条第 1 項	第 50 条の規定により読み替えて適用される条例第 19 条第 1 項

第23条	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	事業者及び	都市計画決定権者及び
第24条及び第30条	対象事業	都市計画対象事業
第31条	条例第20条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第20条第1項
第32条(見出しを 含む。)	条例第21条第1項第 1号	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第21条第1項第1号
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第6条
	同条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第6条
第33条	条例第21条第2項	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第21条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第34条	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第6条
第35条及び第36条	条例第23条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第23条
第37条	条例第23条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第23条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第37条の2	条例第23条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第23条
第38条(見出しを 含む。)	条例第25条ただし書	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第25条ただし書
	同条ただし書	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第25条ただし書
第39条	条例第26条第1項	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第26条第1項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第26条第1項各 号	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第26条第1項各号

第40条(見出しを含む。)	条例第27条第2項	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第27条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第6条
	同条	第50条の規定により読み替えて適用される 条例第6条

第51条第1項中「前条第1項」を「第50条」に改める。
 第52条第1項及び同条第2項の表中「第50条第1項」を「第50条」に改める。
 第53条第5項中「第3項」を「第4項」に、「第3章第3節及び第4節」を「第3章第4節」とし、同条第6項と第4節及び第5節に、「第37条」を「第4項」に、「第3章第3節及び第4節」を「第3章第3節」とし、同条第3項中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
 事業者が条例第4条の4の規定による公表を行ってから条例第5条第1項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書に係る対象事業を都市計画に定めることとする都市計画決定権者が当該配慮書に係る事業者(事業者が既に条例第4条の4の規定の通知をした当該配慮書を送付している場合は、対象事業者及びその送付を受けた者)にその規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならぬ。
 第55条の表第3章第2節の節名及び第11条の見出しの項中「第3章第2節」を「第3章第3節」に改め、同表第11条の項中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第7号」に改め、同表第13条の項中「第3号」を「第6号」に改め、「名称」の次に「及び住所」を加え、同表第14条の項中「かんがみ第6条第1項」を「鑑み第6条」に改める。
 第56条の表以外部分中「第2章第2節」を「第2章第3節」に改め、「第5章まで」の次に「第12条第4項、」を、「第44条まで」の次に「、第45条第3項」を加え、同表第12条の項を次のように改める。

第12条	条例第13条第1項第1号	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第1号
	対象事業	対象港湾計画
	第5項まで及び第7項	第5項まで
	条例第13条の	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項の
	事業者	港湾管理者
	「条例第13条第1項第5号」と、第4条第7項中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項」	「条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第5号」
	第4条第6項の	第4条第6項(第1号から第3号までの規定を除く。)の
	条例第13条第1項第8号	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第8号
	条例第13条第1項第6号イ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号イ
	条例第13条第1項第6号ウ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号ウ
条例第13条第1項第6号エ	条例第40条第2項において準用する条例第13条第1項第6号エ	

第56条の表第16条の項中「港湾管理者の名称」の次に「及び住所」を加え、同項の次に次のように加える。

第16条の2	条例第15条	条例第40条第2項において準用する条例第15条
--------	--------	-------------------------

第56条の表第17条の項中「事業者」を「条例第16条第1項」に、「港湾管理者」を「条例第40条第2項において準用する条例第16条第1項」に改め、同表第19条の項中「第16条第4項」を「第16条第2項」に改め、同表第20条の項を削り、同表第21条の項中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同表第23条の項を次のように改める。

第23条	事業者の氏名及び住所 (法人にあつてはその 名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在 地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類 及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定め られる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変 更にあつては、当該変更前の港湾計画に定め られていたものを除く。)の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施 されるべき区域
	事業者及び	港湾管理者及び

第56条の表第37条の項中「港湾管理者の名称」の次に「及び住所」を加え、同項の次に次のように加える。

第37条の2	条例第23条	条例第40条第2項において準用する条例第 23条
--------	--------	-----------------------------

第56条の表第39条(見出しを含む。)の項中「港湾管理者の名称」の次に「及び住
所」を加え、同表第45条の項を次のように改める。

第45条	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、そ の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業	対象港湾計画
	対象事業の種類及び規 模、対象事業が実施さ れた区域	対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決 定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更 前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積、対象港湾計画に定められる港湾開 発等が実施された区域
	の工事の進捗状況又は 工事完了後の土地若し くは工作物において行 われている事業活動の 状況	に定められる港湾開発等の工事完了後の工作 物において行われている事業活動の状況
	事後調査	港湾事後調査

第56条の表第46条の項中「港湾管理者の名称」の次に「及び住所」を加え、同表第
47条の項の次に次のように加える。

第47条の2	条例第34条第2項	条例第40条第2項において準用する条例第 34条第2項
--------	-----------	--------------------------------

第57条の表以外の部分中「第47条」を「第47条の2」に改め、同表第45条の項
を次のように改める。

第45条	事業者	法の事業者
	対象事業	法対象事業
	条例第23条	条例第42条第1項において準用する条例第 23条

第57条の表第47条の項の次に次のように加える。

第47条の2	条例第34条第2項	条例第42条第1項において準用する条例第 34条第2項
--------	-----------	--------------------------------

第64条の表条例第6条の規定による送付の項の前に次のように加える。

条例第4条の4の規定による送付	別記様式第3号の2
-----------------	-----------

- 別表第1の5の項事業の要件の欄中(6)の次に次のように加える。
- (7) 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事業(次のいずれにも該当する場合を除く。)
- ア 当該風力発電所の発電設備の新設をする場所の周囲1キロメートルの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物が存在しないこと。
 - イ 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域が存在しないこと。
 - (ア) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
 - (イ) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
 - (ウ) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区
 - (エ) 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区
 - (オ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
 - (カ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
 - (キ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
 - (ク) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域
 - (ケ) 熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)第6条の規定により指定された県立自然公園の区域
 - (コ) 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)第11条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第19条第1項の規定により指定された緑地環境保全地域、又は同条例第23条第1項の規定により指定された郷土修景美化地域
 - (サ) 熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)第2条第3項に規定する景観形成地域又は同条例第2条第4項に規定する特定施設届出地区の区域
 - (シ) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)第34条第1項の規定により指定された生息地等保護区
 - ウ 当該事業が実施されるべき区域内に文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。)若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)又は同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観が存在しないこと。
 - エ 当該事業が実施されるべき区域内に熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第35条第1項の規定により指定された熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物(標本及び動物又は植物に種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。)が存在しないこと。
 - オ 当該事業が事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとることが確実であると見込まれるものとして知事が認めるものであること。
- (8) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業(7)のアからオまでのいずれにも該当する場合を除く。)
- 別表第1の8の項中「第23条第1号」を「第25条第1号」に改める。
- 別表第2中21の項を22の項とし、12の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3中21の項を22の項とし、12の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

別記様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 3 号の 2 (第 6 4 条関係)

配慮書送付書

年 月 日

熊本県知事又は

様

市町村長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

熊本県環境影響評価条例第 4 条の 4 の規定により、別添のとおり配慮書を送付します。

対象事業の名称		
対象事業の種類		
対象事業の規模		
対象事業実施想定区域の位置		
対象事業に係る環境影響を受ける 範囲であると想定される地域		
対象事業の概要		
連絡先	住所	
	所属	
	担当者名	
	電話番号	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 対象事業の種類欄には、環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類を記載してください。
- 3 対象事業実施想定区域の位置欄には、当該区域の主な町名及び番地まで記載してください。

別記様式第 4 号中「とおり方法書」の次に「及び要約書」を加える。
別記様式第 10 号中「、事後調査」を「及び事後調査」に改め、「事務所、」の次に「事業実施想定区域又は」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 別表第 1 の改正規定（8 の項に係る部分に限る。） 公布の日

- (2) 別表第1の改正規定(8の項に係る部分を除く。)並びに別表第2及び別表第3の改正規定(平成30年4月1日)
- 2 改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の5の項(7)及び(8)の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)前に電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業(第2号施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の改正後の規則第40条第2項で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第33号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改める。

第5条の2第1項中「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「仮使用の承認」を「規定による仮使用の認定」に、「第10条の4第1項の」を「第10条の4第1項に規定する」に改める。

第5条の3の見出し中「建築確認台帳記載事項」を「建築確認等台帳記載事項」に改め、同条第1項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、「規定する」の次に「台帳に記載されている事項のうち」を加え、「台帳に記載されている事項に」を「事項に」に改める。

第24条中「第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

第26条中「広域本部地域振興局」を「広域本部」に改める。

別記第8号の4様式から別記第8号の6様式までの規定中「建築確認台帳記載事項証明申請書」を「建築確認等台帳記載事項証明申請書」に、「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、「確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する」を削る。

別記第8号の7様式から別記第8号の9様式までの規定中「建築確認台帳記載事項証明書」を「建築確認等台帳記載事項証明書」に、「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、「確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する」を削る。

別記第13号様式、別記第15号様式、別記第17号様式及び別記第19号様式から別記第21号様式までの規定中「地域振興局受付欄」を「広域本部受付欄」に改める。

附 則

- この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県建築基準法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県建築基準法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。